



梅雨の候お見舞い申し上げます。

木々の緑が日々濃くなってきておりますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。平素はひとかたならぬご厚情にあずかり、心から御礼申し上げます。天候不順の折、くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。

平成28年 7 月吉日

清原国際特許事務所

■ 弊所主催の無料セミナー開催



日時：平成 28 年 9 月 9 日(金)18:30 開始
(18:00 受付)

場所：弊所会議室

題目：製造メーカーの知財マンが語る「下町
ロケット」で脚光を浴びた“バルブ”
の話

講師：株式会社フジキン

知的財産戦略室 町井省文様

定員：最大 20 名程度

※セミナー開催後、懇親会(実費)開催。メール又は電話でお申込み下さい。

■ 無料発明相談(特許・商標・意匠・ 著作権・不正競争防止法等)の実施



弊所において、平日午前 9 時～午後 5 時まで
無料発明相談を実施しています。

相談時間は、1 相談 1 時間です。予め電話で
予約の上、御来所下さい。

[Tel:06-6341-3022](tel:06-6341-3022)(代)(幅/渡辺まで)



■ 車で来所されるお客様へ

事前に Tel で弊所の総務部までご連絡下さい。**時間と車種**をご連絡頂けますと、ビル併設の駐車場に無料で置いて頂けます。機械式の駐車場 3 機(大型車用に 1 機、中・小型車用に 2 機)、ミニバン・ワンボックス用に路面式駐車場がございます。

ビルの管理事務所に連絡しておきますので、ガードマンに清原国際特許事務所を訪問する旨を伝えて頂ければ駐車して頂けます。

但し、初めて車で来所される方は、周辺は一方通行の道路が多いのでご注意ください。道順は、弊所の HP でご確認くださいませ。尚、お電話いただければ詳しくご説明させていただきます。

▽弊所 HP の右下の車のアイコンをクリックしてご参照ください▽

<http://www.kiyopat.com/>

トピックス

- **イギリスの EU 離脱による知的財産権への影響**
- **インド特許商標総局による商標出願破棄について**
- **全国初、商工会議所による地域団体商標の登録第 1 号**
- **弊所の新事務所お披露目会（5 月 20・21 日）のご報告**

本メール配信について

このメールは、過去に弊所をご利用いただいている方、名刺を交換させていただいた方に、弊所の情報、法改定等のご案内をお送りすることを目的としております。

■ **イギリスの EU 離脱による知的財産権への影響**



先月 23 日、イギリスの EU 離脱が国民投票により決定しました。実際に離脱するのは二年後と予定され、今後予想される知的財産権への影響について、現在分かる状況をまとめました。

【大きな影響があるもの】

1. 欧州連合商標 (EUTM) 及び登録共同体意匠 (RCD)

EU 加盟国のみに適用される制度である為、イギリスが正式に EU を離脱した時点で、欧州商標及び共同体意匠はイギリスでの効力を失うこととなります。しかし、おそらく何らかの暫定的な規定により、既存の欧州商標及び意匠権がイギリスに適用され続けるような処置がなされると考えられます。EU を離脱する加盟国が想定されていなかったため、今後どのような処置が取られるのか、イギリス・EU 間の話し合いによるものと考えられます。

2. 将来導入予定の欧州単一特許 (Unitary Patent)

Unitary Patent の根拠となる「欧州単一特許及び欧州統一特許裁判所 (Unitary Patent and Unified Patent Court)」制度は、EU 国間の協定であることから (UPC 協定第 1 条、第 2 条) イギリスは EU から離脱する場合、欧州単一特許制度へ参加できなくなるでしょう。

2017年施行予定の制度ですが、数年遅れることが予想されています。三つの欧州統一特許裁判所(Unified Patent Court)のうち、一つがロンドンに設置される予定でしたが、見直される可能性があります。

【影響がないもの】

3. 欧州特許

既存の権利、新規出願どちらにも影響はありません。欧州特許制度の根拠となる欧州特許条約(EPC)はEUの法律でなく、全く別の枠組みであるため、今後も変わらず、欧州特許庁(EPO)を介してイギリスで権利取得(Validation)が可能です。

ご質問等ございましたら、弊所までお気軽にお問合せください。



■インド特許商標総局による商標出願破棄について

インド特許商標総局が、2016年3月から4月にかけて、多数の商標出願を放棄されたものとして取り扱う措置を行ったことが分かりました。放棄された出願は20万件以上にのぼります。

この措置は拒絶理由通知に回答しなかった商標出願に対して行ったとされていますが、拒絶理由通知が同局の公式ウェブサイトには掲載されず、出願人や代理人に対して書面で通知(郵送)されていなかったとみられています。

この件に関しては、

- 1) インド特許商標総局は4月4日付の公告通知で4月30日までに出願人及び代理人に陳述の機会を付与した、ほか、
- 2) インド国内企業等による当該取扱いの停止を求める嘆願書に対して、デリー高等裁判所は、放棄の取扱いを停止すること、拒絶理由通知等に関しては公式ウェブサイトにアップロードするだけでなく、法律に規定された書面通知を行わず商標出願を放棄してはならないことを示した裁判所命令を4月5日に出しています。(2016年8月20日に再度のヒアリング予定)。

なお、インドの商標につきましては、2011年にも商標原簿から数千件のファイルが「消失」した経緯があり、今回と同様に、拒絶理由を含む審査報告書が出願人や代理人に郵送されていなかったにもかかわらず放棄されたものとして処理されていたとのことです。



■全国初、中津の商工会議所による地域団体商標登録

1. 商工会議所による地域団体商標登録第1号

従来、地域団体商標の所有者として認められなかった商工会議所が平成26年度の特許法等の一部改正により商工会議所も地域団体商標を取得できるようになりました。今回の中津商工会議所による地域団体商標「中津からあげ」の登録は、その記念すべき第一号です。

2. 「中津からあげ」とは

「中津からあげ」は鶏肉を生姜・ニンニクベースのしょうゆ又は塩のたれで味付けして油で揚げたから揚げで、戦後からこの地域で広く食べられるようになりました。現在では40店以上もの専門店が、中津を訪れる観光客と地元民に各店舗オリジナルの風味・味付けの「中津からあげ」を提供しています。

3. 地域団体商標制度の利用拡大

地域団体商標の対象となる商標は、本来、地域における商品の生産者等が広く使用を欲するものである等の理由から商標法第3条1項各号に該当するとして登録が認められないものでした。そのため、地域団体商標を取得できる団体は一定の要件を満たした事業協同組合等に限定されていました。

しかし、近年、「地域ブランド」の普及に主体的に取り組んでいる団体として、商工会議所等の団体が新たに登場しており、これらの団体が普及に取り組んでいる「地域ブランド」の名称についても、地域団体商標制度を利用して早期に保護するニーズが高まっていたことから、こうした団体においても地域団体商標の取得が認められるようになりました。

4. 地域団体商標の現在の出願及び登録状況

商工会議所	都道府県名	商標	出願日	登録日
一宮	愛知	一宮モーニング	2015/02/27	2016/02/12
真岡	栃木	真岡木綿	2014/10/31	2016/02/12
大野	福井	越前おおのでっち羊かん	2015/03/26	出願審査中
習志野	栃木	習志野ソーセージ	2015/11/13	出願審査中
尼崎	兵庫	尼崎あんかけチャンポン	2016/01/28	出願審査中
三島	静岡	みしまコロッケ	2016/02/29	出願審査中

(※2016年7月15日現在)

■ 弊所の新事務所の内覧会について報告

5月20日（金）・21日（土）に開催致しました弊所の新事務所の内覧会は、おかげさまでたくさんの関係企業等の皆様にご来所いただき、大盛況の中、無事終了いたしました。

当日の構成を写真入りでご紹介しております。

▽詳しくは弊所HPをご覧ください▽

<http://www.kiyopat.com/officemove.html>